

資料

景観計画の策定について

1. これまでの取り組み

本市では、平成4年に「明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること」を目的に法に基づかない自主条例である都市景観条例を制定しました。

それに基づき、下記の通り、様々な取り組みを行い、ゆとりとうるおいのある美しいまちづくりに取り組んできました。

(1) 都市景観条例の概要

- ・都市景観形成基本計画の策定 【第6条】
- ・都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等（都市景観形成重要建築物等）の指定 【第7条】
- ・都市景観の形成を図るべき地区（都市景観形成地区）の指定及び地区内行為の届出の義務付け 【第11条、第13条】
- ・都市景観の形成に大きな影響を及ぼす行為に対する届出（大規模建築物等に対する行為の届出）の義務付け 【第16条】
- ・都市景観形成市民団体の認定 【第19条】
- ・都市景観の形成に著しく貢献していると認める建築物等の表彰 【第20条】
- ・都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助及び経費の助成 【第21条】
- ・都市景観審議会の設置 【第22条】

(2) 都市景観条例に基づく取り組み

①都市景観形成基本計画について 【別添1】参照

都市景観の形成を推進するため、平成6年に策定し、また平成22年には、これまでの取り組みを踏まえ、新しい時代にふさわしい展開を図るべく、改定を行い、市民・事業者・行政が一体となり、景観資源を「守り」、「育て」、「創る」ことが快適な環境を創造し、市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と魅力ある都市ブランドの形成につながるものとして、個性豊かで美しい都市景観の形成に取り組んでいます。

②都市景観形成重要建築物等の指定

歴史的価値のある建築物等を指定し、保全計画を定め、保全を図っています。

	名称	所在地	指定年度
1	安達邸	魚住町清水	平成 8 年度
2	卯月邸	大蔵八幡町	平成 9 年度
3	服部邸	大蔵八幡町	平成 9 年度
4	尾上邸	二見町東二見	平成 9 年度
5	原邸	魚住町西岡	平成 9 年度
6	小山邸	二見町西二見	平成 10 年度
7	中山邸	大久保町松陰新田	平成 10 年度
8	白沙荘	二見町東二見	平成 10 年度
9	丸尾邸	魚住町西岡	平成 10 年度
10	中崎公会堂	相生町	平成 12 年度
11	卜部邸	大久保町西島	平成 13 年度
12	増本邸	二見町東二見	平成 13 年度
13	藤井邸	魚住町西岡	平成 15 年度
14	尾上邸	二見町東二見	平成 16 年度
15	大塩邸	大蔵八幡町	平成 17 年度



《中崎公会堂》



《安達邸》

③都市景観形成地区の指定及び地区内行為届出制度

良好な都市景観を形成している地区等を指定し、色彩等の基準を設け、建築行為の際、届出を求め、基準に沿った指導、助言を行うことでその保全を図る制度です。平成8年10月に大久保駅南地区を指定しています。



《メインストリート》



《大久保駅前広場から》

④大規模建築物等行為届出制度

市内（都市景観形成地区を除く）で高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000m²を超える建築物等を新築、増築等の際、届出を求め、色彩等を定めた誘導基準に沿った指導、助言を行う制度です。



《周辺に配慮したデザインの事例》



《サイン配置に配慮した建物デザインの事例》

(件数)

年度	都市景観形成地区内行為届出	大規模建築物等行為届出	計
22	3	29	32
23	0	34	34
24	3	18	21
25	4	23	27
26	3	15	18
合計	13	119	132

(変更届除く)

※超大規模建築物等の協議

本市の景観形成に与える影響が特に大きい超大規模建築物等に関して、届出の前に事業者と市で協議（都市景観アドバイス会議）を行う制度です。

※都市景観アドバイス会議（平成24年度設置）

超大規模建築物及び特に景観上大きな影響を与える公共施設に対して、都市景観に関する専門的な立場から助言を行う会議です。



《平成24年度 明石駅前南地区再開発ビル》 《平成25年度 明石駅前広場及び国道2号デッキ》

⑤明石市都市景観賞の実施

都市景観に対する意識や関心を高めていただくことを目的に平成11、16、21年度に計3回実施し、良好な都市景観の形成に著しく貢献している建築物や活動団体などを選定し、表彰しました。



《平成21年度受賞 津川歯科診療所》

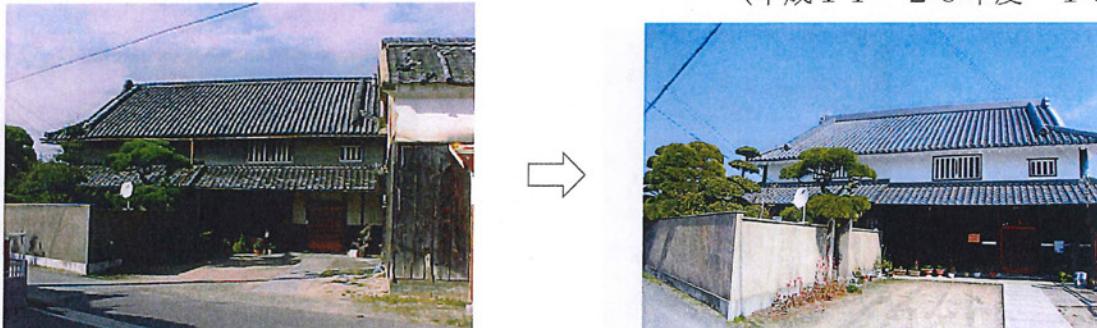
《平成21年度受賞 門前花いっぱい運動推進委員会》

⑥都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助及び経費の助成

- ・都市景観形成重要建築物等の修復等に要する費用の助成

都市景観形成重要建築物等の修復等に対し、経費の一部を助成しています。

(平成11～26年度 19件)



《平成17年度尾上邸助成対象工事》

⑦景観啓発活動

- ・「わがまちあかし景観50選」の実施

明石の素晴らしい景観を再発見していただき、その素晴らしさを多くの人に知っていただくことを目的に平成18年度に実施しました。応募総数239件

- ・「わがまちあかし十景」の選定

「わがまちあかし景観50選」の中から市民投票により明石を代表する景観として平成19年度に選定しました。投票総数5,709件

- ・「わがまちあかし十景」の活用

「わがまちあかし十景」を市内外に広くPRすることで景観への意識啓発を図ることを目的に実施しました。

平成20～25年度 カレンダーを市民に配付

平成23年度 絵画及び写真コンクール

平成24年度 絵画コンクール及び写生大会

平成27年度 クリアファイルを小学3年生に配付



《平成26年版卓上カレンダー》



《平成24年度写生大会》

・「景観ウォーク」の実施

地域に培われてきた景観を巡ることでその良さについて認識、実感してもらい、また景観まちづくりに理解、協力してもらうことを目的に平成19～23年度に実施しました。



《平成21年度中部景観ウォーク》



《平成23年度明石まちなかウォーク》

・「出前講座」の実施

市民の景観への理解と意識の向上を目的に平成24年度から実施しています。



《平成27年度講義》



《平成27年度ワークショップ》

⑧行政による先導的な取組み

公共空間の整備において、明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、平成26年度に「公共施設景観形成ガイドライン」を策定しました。

2. 景観施策の現状と課題

(1) 景観施策の現状

・平成22年11月に改定された都市景観形成基本計画(以下、「基本計画」という。)において、地形や歴史などの明石の地域特性から、明石の景観は4つの景観(自然、歴史、市街地、生活)で構成されているとし、それぞれのめざすべき方向を明確にするため、目標を掲げています。

＜景観まちづくりの目標＞

①自然にやさしい景観形成

- ・海岸線や田園、ため池などから形成される自然景観を守り、調和し、活かす景観形成



②歴史をつなぐ景観形成

- ・歴史的まちなみや歴史的建造物から形成される歴史景観を大切に保全、活用する景観形成



③市街地がうるおう景観形成

- ・住宅地、商業地、工業地などから形成される市街地景観を緑豊かにするなど快適性を重視した景観形成



④生活に溶け込む景観形成

- ・それぞれの景観の中にある地域の生活を反映した身近な景観である生活景観を市民一人ひとりが意識し、保全、育成する景観形成



○基本計画による景観類型と景観類型別基本方針

【別添2】参照

- ・自然、歴史、市街地、生活の4つの景観をその特性に応じて細かく分類し、14の類型を設定しています。
- ・景観類型ごとに特性・課題を整理することで、基本方針を設定し、全市的な都市景観形成の方向づけを行っています。

（2）景観施策の課題

景観施策の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられます。

①景観特性に応じた景観形成が図れていない。

- ・本市では、「都市景観形成地区」として指定している「大久保駅南地区」においては、地域の個性と魅力ある良好な景観誘導を行っていますが、その他の地域では、市内一律の基準による大規模建築物等の景観誘導を行っています。

そのため、地域や建物用途の特徴に合わせたきめ細やかな景観誘導までは至っておらず、周辺の環境と馴染まない建築物などができる事例もあります。

②景観資源やその周辺を守る方策を立てていない。

- ・本市には、眺望景観や歴史景観などの明石固有の地形や歴史に育まれた貴重な景観資源が豊富にありますが、それらの景観資源を守り、また、その周辺に対して景観資源を活かした景観形成を進めるための方策を立てていないため、景観資源の魅力を十分に活かすことができていません。

3. 今後の景観施策

(1) 明石らしい景観形成

明石固有の景観資源は、明石らしい景観を形成するために重要な役割を果たしています。

快適な環境を創造し、市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と魅力ある都市ブランドの形成につなげるため、「個性豊かで美しい都市景観を、守り、育て、創る景観形成」を基本計画における景観まちづくりの理念とし、景観形成に取り組んできました。

今後は、より一層の明石らしい景観形成を推進するため、どのような景観が「明石らしい景観」か、また、それらを「守り、育て、創る」ためにはどのようにすべきか整理する必要があります。

○ 「明石らしい景観」とは

【別添3】参照

基本計画に示された景観資源だけでなく、市民に親しまれているもの、また、支持されているものから、「明石らしい景観」が形成されています。

平成24年度に明石のさまざまな地域資源について、「明石のたからもの」と題し、市民を対象に人気投票などのアンケートを行いました。この結果においても景観資源にかかる回答が多く得られています。

○ 「守り、育て、創る」の意味

① 「守る」とは

これまで蓄積してきた歴史や文化などによる景観資源の価値を認識し、それらが失われることや損なわれることのないように保全、継承すること

② 「育てる」とは

これまで育まれてきた地域の特性や個性となっている景観資源を尊重し、それらを活かした地域景観を育成すること

③ 「創る」とは

建築物等や公共施設の整備、まちづくりなどによって、新たに創造すること